

職首発 0405 第 1 号
平成 23 年 4 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官

東日本大震災被災者に係る職業紹介について（その 4）

東北地方太平洋沖地震被災者については、各種の施策の対象としてその雇用に関する様々な支援を講じることとし、その旨各種通達等によってお示ししているところであるが、東北地方太平洋沖地震による災害とその後の福島第 1 原子力発電所の事故による災害を「東日本大震災」と呼称することが、4 月 1 日の閣議において了解されたところである。

また、職業転換給付金制度については、平成 23 年 4 月 5 日付け職発 0405 第 12 号・能発 0405 第 7 号「東日本大震災等に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」により、「激甚な災害を受けた地域」を、東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域（東京都を除く）及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域に拡大したところである。

これらを踏まえ、職業紹介を行う上での特別な配慮を行う対象者を特定する際の「震災」の範囲については、「東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震（これに伴う津波及び平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部の地震を含む）による被害の他、福島第 1 原子力発電所の事故による被害（避難を含む）を含み、地震発生後の計画停電・物流停止・被災地の取引先の倒産等によって発生した業績悪化等の 2 次的な被害を含まない。）」として明確化することとする。

被災者に係る職業紹介の取扱いについては、これまで平成 23 年 3 月 25 日付け職首発 0325 第 1 号「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その 1）」（以下「紹介留意事項通知その 1」という。）の別添のほか、各種通知によってお示ししているところであるが、以上の点を踏まえ、これを別添のとおり整理したので、これに基づき業務運営に遺漏のないよう特段の御配慮をお願いする。

これに伴い「紹介留意事項通知その 1」は廃止する。

(別添)

(平成 23 年 4 月 5 日版)

東日本大震災被災者に係る職業紹介の留意事項

1 被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が震災の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」(以下「紹介要領」という。)によるほか、特に次の点について確認をするとともに、丁寧な職業相談を行う。また震災前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

なお、確認された内容は、求職申込書(求職票)の所定欄に付記するか、システムの求職管理情報に記録をする。

(1) 現在の本人の状況の確認

① 現在の住所・居所

現在、避難所等や親戚・知人宅等を居所とする場合は、「住所」欄に震災前の住所を記載するとともに、その避難所等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

② 離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職又は内定取消しなど、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市町村名(内定取消し者にあつては就業が予定されていた事業所の所在する市町村名)を確認し、求職申込書の「退職の理由」欄に記入する。なお、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

(2) 求職希望条件の確認

① 希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。これについては、被災地域内やその近隣地域内では就業先の確保が期待できない場合も多いと考えられることから、遠隔地への就職の必要性についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば可能であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。また、遠隔地への就職ができない状況にある場合は、その事情を確認する。

② 遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当該遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

③ 住居確保の必要性

震災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人を希望するかどうかを確認する。希望しない場合は、どのような方法で住居を確保しようと考えているかについて確認する。

(3) 職業相談

① 心理的支援

職業相談に当たっては、被災者である求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、きめ細かで丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

② 遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する可能性がある場合、遠隔地への就職活動について可能なかぎり現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地または想定される遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

③ 住居の確保に関する相談

震災により住居を喪失したため、就業先の確保と併せて住居の確保が必要な求職者については、地域の状況に応じて、雇用促進住宅の利用可能状況や地方自治体が準備している被災者を対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供するとともに、担当機関に誘導する。

2 被災者である求職者に係る求職関係コードの入力

(1) 求職関係コードの設定

ア 下記(2)の要件に合致する「被災者である求職者」については、ハローワークシステム（職業紹介システム）又は総合的雇用情報システム（以下「システム」という。）において次の特定求職者区分コード番号を入力する。

特定求職者区分 6 4	東日本大震災被災者（6 5以外の者）
特定求職者区分 6 5	東日本大震災被災者（住居を失った者）

イ このほか広域求職的確者又は広域就職希望者については、次のコード番号を入力する。

特定求職者区分 2 4	広域求職適格者（雇用保険広域延長給付該当者）
特別区分 1 Z 5 9 識別欄 1 (注)	広域就職希望者（出稼ぎ希望者を含む）

（注：総合的雇用情報システムでは、「5 9」を特別区分 1 及び予備欄 1 に入力する。）

ウ 入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求職者のみならず、コード番号設定時点前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で求職者の状況が確認できた段階で行う。

（2）求職関係コードの対象範囲

（1）のコードをシステムの求職データに入力すべき求職者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。そのうち、住居を喪失した者については「6 5」を、住居を喪失していない者については「6 4」を入力する。

① 被災地域の事業所の離職者

平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 17 号・能発第 0324 第 3 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」記の第 1 及び平成 23 年 4 月 5 日付け職発 0405 第 12 号・能発 0405 第 5 号「東日本大震災等に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」記の 1 により「激甚な災害を受けた地域」として指定された地域（東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域（東京都を除く）及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域。以下「被災地域」という。）において就業していた者であって、「震災」により離職を余儀なくされた者

② 被災地域の事業所からの学卒内定取消者

学校（幼稚園、小学校を除く）、専修学校、職業能力開発施設（国又は都道府県の設置する職業能力開発職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、職業能力総合大学校）を新たに卒業した者又は未就職卒業者のうち、被災地域内に所在する事業所に採用内定を受けていた者であって、その後「震災」により採用内定を取り消され、「震災」により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

③ 被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者

被災地域内に居住する者（「震災」により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み、「震災」の発生の後に被災地域に居住すること

となった者を除く)のうち、安定所長が「震災」により当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認めた者

(3) 求職関係コードの入力上の留意事項

ア. 本コード番号の入力は、被災者である求職者に対して、今後講じられる被災者向けの各種支援施策を的確に実施できるよう、安定所が被災者である求職者を円滑に把握することを目的としており、それぞれの各種支援施策に該当するかどうかは改めて正式に判断することとなるので、上記(2)①～③の要件については厳格に判断・運用する必要はない。要件を狭く解釈したことにより結果として各種支援施策の対象者としての把握から漏れることは避けなければならないため、広めの解釈により判断する。

具体的には、上記(2)①～③の要件に該当しない者であっても、「実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者」については、「被災者である求職者」に準じて、当該コード番号を入力する。なお、平成23年3月30日付け職首発0330第6号・職農発0330第17号「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について(その3)」(以下「紹介留意事項通知その3」という。)の記の3(2)に示す「実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者」の範囲に関する記述については削除する。

イ. (2)①～③の要件中の「震災」とは、「東日本大震災(平成23年東北地方太平洋沖地震(これに伴う津波及び平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震を含む)による被害の他、福島第1原子力発電所の事故による被害(避難を含む)を含み、地震発生後の計画停電・物流停止・被災地の取引先の倒産等によって発生した業績悪化等の2次的な被害を含まない。)」をいう。

ウ. (2)①の「震災」により離職を余儀なくされた者については、平成23年3月25日付け職首発0325第4号・職開発第0325第2号・職保発0325第3号「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る離職者に対する広域求職活動費及び移転費の適用等について」(以下「広域費等留意事項通知」という。)記の第1(2)ア①に示されているとおり、「震災」により雇用保険業務取扱要領50305に規定される「特定受給資格者」に相当する理由によって離職した者をいう。

エ. (2)③の「安定所長が震災によって当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認める」際の基準については、広域費等留意事項通知記の第1(2)ア③に示されているとおりであるが、これに該当しない者であっても、被災地域内のうち市街地が壊滅状態にある地域など事業所が消失したり事業を停止している地域に居住していた者や、被災地域内の地震前に比べて就職が困難となった地域に居住していた者であって、特定

求職者雇用開発助成金の対象となりうるような就職困難者については、「実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者」として、広くコード番号入力の対象とする。

オ. 特定求職者区分コード「65」は上記(2)①～③の要件に該当する者のうち震災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者が該当し、「64」は震災により住居を失っていない者（一時的に避難生活を送っているがいずれ元の住居に戻れる可能性のあるなどにより新たな住居の確保は不要の者）が該当する。なお、「63」は震災に関係なく住居を喪失した求職者のためのコードであるので間違いのないよう留意されたい。

3 避難先の実態把握と出張相談

避難先の事態把握と出張相談については、平成23年3月25日付け職首0325第2号・職保発0325第1号「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その2）」による。

4 被災者である求職者の雇入れ等に係る求人者の留意事項

求人者が、被災者である求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向を示す場合の求人受理においては、紹介要領によるほか、特に次の点について確認を行う。またこれに該当する求人については、所定の求人関係コードを入力する。

なお、被災者である求職者に限定した求人申込みについても、就職が困難であると認められる特定の対象者に限定して雇用機会を提供することは合理性があると考えられることから、これを受け付けることは差し支えない。ただし、被災地域によって就職困難度に差異はないと考えられるため、一部地域の被災者のみを対象とすることはできない。

(1) 求人条件の確認

① 面接・赴任旅費の負担

被災者である求職者が採用面接に臨む場合の面接旅費や、採用された場合の赴任旅費について、求人者によって全部又は一部の負担があるかどうかを確認し、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に記載する。

② 住居

労働者用の空室の社宅・寮などがあるか住込可であるかどうか、ある場合はそれが単身用か世帯用か、その家賃・使用料はいくらか等について確認する。

なお、「住込」専用求人の場合は求人申込書の「採用」欄の「住込」に印を付す。「住込可」の求人の場合は、「公開区分1」欄に「Z49」を

入力する。入居可能の社宅・寮などがある場合は求人申込書の「入居可能住宅」の「あり」に印を付す。

また空室の社宅・寮などがない場合は、求人者側でアパート確保等の支援を行う意向があるかどうかを確認する。

(2) 求人関係コードの入力等

ア 求人者が、被災者である求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行うこととしている求人については、システムの求人データに下記の表に示すところによって「Z79」のコードを入力する。

また、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に「震災被災者対象求人」と記載すること。(ハローワークインターネットサービスにおいて、フリーワード検索により該当求人をすべて抽出できるようにするため、必ずこのとおりの字句で記載すること。)

イ 被災地の復興に係る建設・土木関係等の求人については、下記の表に示すところによって「Z78」のコードを入力する。

ウ なお、ア、イのいずれについても、震災の後に新規に受理をした新規求人のみならず、震災前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者の意向が確認できた段階で入力を行う。

公開区分1	Z79	東日本大震災被災者対象求人
識別欄1	(注1)	
公開区分2	Z78	東日本大震災復興関係求人
識別欄2	(注2)	

(注1：総合的雇用情報システムでは、「79」を公開区分欄1及び予備欄1に入力する。)

(注2：総合的雇用情報システムでは、「78」を公開区分欄2及び予備欄2に入力する。)

エ 入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求人のみならず、コード番号設定時点前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者への確認や求人票の記載内容等から、被災求職者の雇入れに前向きであることが確認された段階で行う。

オ 主に被災地域のハローワークにおいては、ハローワークシステムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」として「震災被災者対象求人」のボタンを設定する。

カ このほか、東日本大震災被災新卒者対象求人について、所定のコード番号を入力することについて、別途通知されることに留意する。

(3) 出稼ぎ求人の取扱い

被災求職者を対象とした出稼ぎ求人の取扱いについては、紹介留意事項通知その3「記の2(1)」による。

5 被災者の雇い入れに積極的な求人の確保

被災者の雇い入れに積極的な求人の確保の取扱いについては、紹介留意事項通知その3「記の1」による。

6 被災者である求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災者である求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第4部第2「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

① 他所求人の検索（紹介要領第4部第2の2(1)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。

② 他所への紹介依頼（紹介要領第4部第2の2(2)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災者である求職者の紹介を依頼するなど。

③ 他所への充足依頼（紹介要領第4部第2の2(3)参照）

例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。

④ 他所求職の検索（紹介要領第4部第2の2(4)参照）

例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災者である求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。